

◆ サービス利用料金

サービス種類	単位数	食事提供加算	福祉・介護職員処遇改善加算 I
基準該当生活介護サービス費 I	698	30	1月につき+所定単位×42/1000 で算定した金額
基準該当自立訓練サービス費 (機能訓練)	699	30	1月につき+所定単位×57/1000 で算定した金額
基準該当自立訓練サービス費 (生活訓練)	664	30	1月につき+所定単位×57/1000 で算定した金額

- ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 生活介護・・・総単位数×1.3%  
 自立訓練(機能訓練)・・・総単位数×4.5%  
 自立訓練(生活訓練)・・・総単位数×3.4%

(2) 指定障害福祉サービスの給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用金額がご契約者の負担となります。

① 特別行事

ご利用者の希望により特別行事に参加していただくことができますが、お弁当等を特別に注文する場合は、その実費をご負担いただきます。

② 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に関する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものに係る費用を負担していただきます。

③ 通常の事業の実施地域(旧金木町、市浦村を除く五所川原市)

以外の地域の送迎に要する費用については実費相当額の費用をご負担していただきます。ただし、事業所の自動車を使用した場合は、1kmにつき37円の費用をご負担していただきます。

④ おむつ利用料

尿取りパット	1枚	50円
パンツ型おむつ (M)	各1枚	100円
(L)		
(LL)		
カバータイプおむつ (M)	各1枚	100円
(L)		

(3) 利用料金のお支払い等

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月の末日までに次の方法によりお支払いください。

① 金融機関からの引き落とし

ご利用できる金融機関：郵便局、ごしょがわら市農協、みちのく銀行、青森銀行、青森県信用組合、あおもり信用金庫

② 指定口座への振込み

郵便局の指定された口座へ振り込んでください。手数料無料の振り替え用紙を差し上げますのでお申し付けください。

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定期間の前に、利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスを追加することができます。この場合にはできるだけサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。